

奈良県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
小見山 徹	からだ元気治療院天理店ゝ鍼灸ゝ 天理市川原城町六八〇 天理ビル三階	平成二十九年二月二十日
乾 敬治朗	イヌイ鍼灸整骨院 桜井市大字三輪五七一―三	平成二十九年三月十六日
武本 雄基	鍼灸整骨院優 香芝市下田東五丁目五三七―一 アルカディア一〇一号	平成二十九年四月一日
西浦 巧人	西浦接骨院 香芝市上中二六一―九	平成二十九年四月一日
西浦 弘治	西浦接骨院 香芝市上中二六一―九	平成二十九年四月一日
中西 隆之	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六一七	平成二十九年四月一日